

広島県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第二十一号

##### 広島県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例

広島県中山間地域等直接支払事業基金条例（平成十二年広島県条例第十七号）は、廃止する。

##### 附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、広島県中山間地域等直接支払事業基金の残額に相当する額を国に納付するために、当該基金を処分することができるものとする。